

# 川南町立川南小学校いじめ防止基本方針（抜粋）

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に、本校に在籍し一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの防止等のための対策

### (1) 教育相談

#### ア アンケートの集約・分析

毎月第1火曜日、朝の活動の時間にアンケートを実施

#### イ アンケート内容を基に、朝の活動の時間等に教育相談を実施

### (2) 児童理解のための研修

#### ア 事例報告・教育相談の進め方

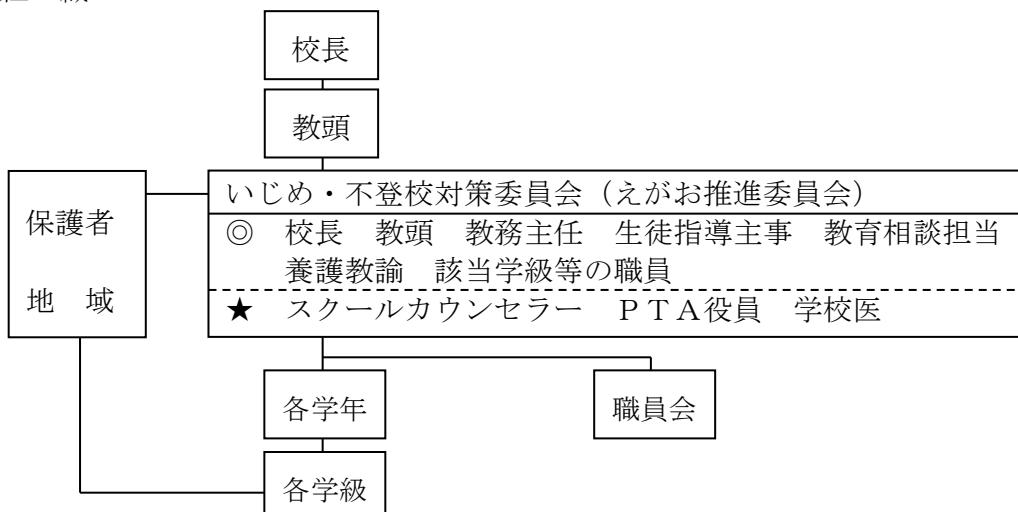
#### イ 学級における生徒指導の進め方

### (3) いじめ・不登校対策委員会（えがお推進委員会）

#### ア 目的

いじめや不登校の未然防止や早期発見、即時対応に努めるため、アンケート等の実態調査を活用し、生徒指導の三機能を十分に生かすとともに、保護者や関係機関との綿密な連携を図りながら、いじめ・不登校、問題行動等の対応を協議し指導の徹底を図る。

#### イ 組織



- a 毎月1回開催する対策委員会には、全職員が参加する。
- b 問題が発生した場合は、必要に応じて適宜開催する。その場合は、◎印の職員で開催する。協議事項は、全職員に周知する。
- c ★印の職員等は、必要に応じ要請する。

### (4) 基本的対策

いじめの防止等のための基本的対策については、次のとおり実施する。

#### ア いじめの未然防止のための措置

#### イ いじめの早期発見のための措置

いじめに関するアンケート調査を実施し、教育相談等をとおして必要な措置を講ずる。

#### ウ 人材の確保及び資質の向上

#### エ ネット上のいじめへの対策

#### オ 啓発活動

### (5) 学校におけるいじめに対する措置

#### ア いじめ等の実態が把握された場合には、速やかに町教育委員会に報告する。

イ いじめがあったと確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、教職員によって、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する指導を継続的に行う。